

平成 30 年 9 月 20 日

各 位

パ ラ カ 株 式 会 社

(TEL 03-6841-0809)

**ねぶた祭り期間中の青森市安方第 5 駐車場に関して
株式会社青森テレビが行った報道に係る訂正申し入れについて（経過報告その 2）**

平成 30 年 8 月 21 日のリリースに記載の通り、当社は、『株式会社青森テレビ』に対して、平成 30 年 8 月 20 日付で、当社顧問弁護士より、同社代表取締役に対して、期限を定め、訂正報道を行うように、郵送にて申し入れを行いました。期限を過ぎても、訂正報道は確認できなかったため、再度平成 30 年 9 月 4 日付で、同社取締役会に対して、期限を定め、訂正報道を行うように、郵送にて申し入れを行いました。しかしながら、今回も本日まで訂正報道は確認できておりません。

報道した内容について、事実と反することが判明した場合、その内容について、訂正報道をするのは、報道機関として当然のことです。『株式会社青森テレビ』自身も、青森テレビ番組基準の 6 章 報道の責任 (38) において「ニュースの誤報は速やかに取り消しまたは訂正する」という規定を設けています。

当社は平成 30 年 8 月 10 日以降の一連のリリースにおいて、

- ・ 駐車料金の決定権限は当社にはない。
- ・ 駐車場の売上は当社に帰属しない。
- ・ これらの根拠は、当該駐車場の運営が業務委託契約によってなされ、当社は受託者である。
- ・ 取材がなされないままに報道された。

という事実関係を明らかにしました。

当社が、ねぶた祭り開催中に当青森市安方第 5 駐車場以外の駐車場を一切値上げしていないことも上記業務委託契約を裏付ける事実です。そして、青森市内で当社は **38 件 1,056 車室**のコインパーキングを運営しており、これは同市におけるコインパーキング運営会社中、**最大規模**（2位は 32 件 964 車室、3位は 7 件 281 車室 *当社調べ）であり、ねぶた祭りにクルマで来訪される方々に少なからずの貢献をしております。

また、ねぶた祭り期間中は例年、仙台営業所や新潟支店、埼玉営業所、東京本社から 10 名程度の社員を派遣し、大規模駐車場の混雑回避のための場内誘導、駐車料金精算時の待ち時間短縮のためのサポートを行って参りました。したがって、当青森市安方第 5 駐車場 1 件 15 車室の『特殊契約である部分のみ』を切り取り、更にその切り取った一部ですら、

正確でなく、このような報道を行うことは、

青森テレビ番組基準 第6章 報道の責任

- (32) ニュースは市民の知る権利へ奉仕するものであり、事実に基づいて報道し、公正でなければならない。
- (33) ニュース報道にあたっては、個人のプライバシーや自由を不当に侵したり、名誉を傷つけたりしないように注意する。
- (34) 取材・編集にあたっては、一方に偏るなど、視聴者に誤解を与えないように注意する。
- (35) ニュースの中で意見を取り扱う時は、その出所を明らかにする。

等の各条項にも大きく反すると考えています。

なお、当社の『一切の取材なく報道した』という『株式会社青森テレビ』への通知に対し、同社から『社内調査の結果事前に取材をした』という主張が、平成30年8月30日付の通知にあったため、当社では、再度、当社コールセンター及び社内電話の録音データを詳細に調査した結果、事前の取材は無かったことが明確になりました。この事実を平成30年9月4日付で、同社に対し通知しましたが、同社から録音内容の確認等の事実確認の申し入れさえも目下のところございません。

株式会社青森テレビは、匿名女性が、当社コールセンター（当社協力会社）へかけた電話を『取材』と主張されておりますが、その内容は名前も立場も所属部署等も名乗らず、一般利用者であることを殊更に強調したものであり、到底『取材』とはいいいがたいと考えております。なお、株式会社青森テレビを除く、当社に『取材』があったすべての報道機関は、その名前及び立場等を明らかにして、『取材』の申込がありました。

当社は冒頭に記載の通り、平成30年8月20日付で『代表取締役』宛て、平成30年9月4日付で『取締役会』宛てに報道の訂正の申し入れを行っていますが、上記のとおり同社の内部統制、コンプライアンス、コーポレートガバナンス、には大きな疑問を感じております。したがって、『監査役』2名に対して株式会社青森テレビ代表取締役及び取締役会の職務執行について法令定款違反がなかったかについて、きちんと監査を行うように申し入れを行うこととしました。

また、同社をはじめとした複数の報道機関の誤った報道によりネットのまとめサイト等で、事実と異なる内容が大量に記載され、一時的であったにせよ当社の名誉が大きく棄損され、社会的評価が大きく低下したのは明らかですが、これも青森テレビ番組基準1章人権(2)「個人・団体の名誉を傷つけるような取り扱いほしない」に反しております。

以上

ご参考：過去のリリースタイトル

平成 30 年 09 月 04 日：ねぶた祭り期間中の青森市安方第 5 駐車場に関して
株式会社青森テレビが行った報道に係る訂正申し入れについて
(経過報告)

平成 30 年 08 月 21 日：ねぶた祭り期間中の青森市安方第 5 駐車場に関して
株式会社青森テレビが行った報道に係る訂正申し入れについて

平成 30 年 08 月 14 日：ねぶた祭り期間中の青森市安方第 5 駐車場について

平成 30 年 08 月 13 日：ねぶた祭り期間中の青森市安方第 5 駐車場における事前告知及び
期間中の料金案内について

平成 30 年 08 月 13 日：ねぶた祭り期間中における
青森市安方第 5 駐車場利用者集計について

平成 30 年 08 月 10 日：ねぶた祭り期間中における
駐車場料金に関する報道について(一部修正)

以上